**３．訪日外国人等への対応**

**➣ 関係機関との連携体制の強化**

　○　官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行うことを追記　【P.82】

**➣ SNS等を活用した多言語対応による情報提供**

　○　災害情報等を発信する際にSNS等の様々なツールを活用することを追記

　【P.82、213】

**➣ 多言語対応が可能な拠点づくり**

　○　ターミナル駅周辺や観光案内所等における情報発信の充実を追記　【P.82】

**➣ 避難所における多言語対応の強化**

　○　避難所における多言語支援が必要な避難者情報の収集を追記　【P.82、234】

**４．自助・共助の推進**

　○　自助・共助の推進に向けた住民や事業者の責務を明記　【P.23、24】

　○　台風接近前に住民の適切な行動を促すような情報提供を行うことを追記

　【P.181、213】

**５．その他**

**➣ ブロック塀等の安全対策等の促進**

　　○　ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進を追記　【P.110、111】

**➣ ライフライン等の情報提供**

　　○　ライフライン等の被害・復旧状況等に関する情報提供の充実を追記

　　　　　【P.254、255、360～362】

**原子力災害対策編**

原子力災害対策

**基本対策編**

●自然災害

●事故災害

地震対策

風水害対策

海上災害対策

鉄道災害対策

航空災害対策

道路災害対策

高層建築物、地下街、

市街地災害対策

危険物災害対策

林野火災対策

**Ⅰ　様々な災害の教訓を踏まえた修正**

**Ⅱ　国の防災基本計画の修正を踏まえた修正**

主な修正内容

修正の趣旨

　○　府等が行う研修への原子力災害拠点病院による協力を追記　【原子力災害対策編　P.22】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ほか

**原子力災害対策の体制強化　など**

　○　原子力事故時の現地組織として原子力事故現地連絡班を新設するなど、原子力災害時

　　　 の組織体制の強化を反映　【原子力災害対策編　P.18、32】

**Ⅲ　その他の修正**

**２．最近の災害対応を踏まえた修正**

**➣ H29.7九州北部豪雨災害の教訓**

　○　土砂・流木による被害の危険性が高い渓流における透過型砂防堰堤などの整備や立木

　　　 の伐採・林外搬出などの実施を追記　【P.130、131】

**３．その他**

　○　災害時の保健医療活動にかかる体制整備（保健医療調整本部の設置、災害時健康

　　　 危機管理支援チーム(DHEAT)の応援派遣）について追記　【P.222、279】

**１．関係法令の改正を踏まえた修正**

**➣ 重要物流道路にかかる支援強化**

　○　重要物流道路の機能強化、重要物流道路及びその代替・補完路における道路啓開や

　　　 災害復旧の代行制度など、国による支援を追記 【P.57、243】

**➣ 「逃げ遅れゼロ」の実現**

　○　洪水予報河川等に指定されていない中小河川における過去の浸水実績の公表を追記　【P.125】

　○　大規模氾濫減災協議会などを通じた関係機関の連携体制の構築を追記　【P.126】

現行計画

○　**大阪府北部を震源とする地震**や**台風21号**をはじめとする**様々な災害の教訓**を

踏まえた修正

○　国の**防災基本計画の修正**(H30.6)を踏まえた修正

**大阪府**

**防災会議**

**にて修正**

平成30年12月

大阪府危機管理室

パブリックコメント

（H30.12.21～H31.1.21）

修正案

＜修正の流れ＞

**大阪府地域防災計画（基本対策編、原子力災害対策編）修正案の概要**

**基本理念**

『減災』

（被害の最小化及びその迅速な回復を図る）

**基本方針**

Ⅰ命を守る　　Ⅱ命をつなぐ

Ⅲ必要不可欠な行政機能の維持

Ⅳ経済活動の機能維持

Ⅴ迅速な復旧・復興

**「大阪府地域防災計画」**は災害対策基本法第40条に基づき作成され、その内容については同法第34条に基づき作成された国の**「防災基本計画」**の内容に抵触しないものとされている。

　大阪府防災会議では、南海トラフ巨大地震による被害に対応するため、『減災』の考え方を基本理念に据え、５つの基本方針を掲げた「大阪府地域防災計画」を策定し、毎年検討を加え、必要に応じて修正を行っている。

**計画の構成**

**１．市町村支援のあり方**

**➣ 市町村における災害対応体制の強化**

　○　市町村の応急対策業務を担うために府から派遣する緊急防災推進員について、平常時から

　　　 市町村訓練に参加するなど、業務の習熟を図ることを追記　【P.35】

　○　府の現地情報連絡員（リエゾン）派遣体制の整備を追記　【P.41】

　○　災害対策本部事務局の拠点の設置や関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の

仕組みの構築など、市町村における運営方法の整備を追記　【P.35】

　○　発災後迅速に住家被害認定調査・罹災証明書発行業務を実施するために、市町村における

　　　 要員名簿の事前作成を明記　【P.68】

　○　府による市町村受援計画の作成支援を追記　【P.42】

**➣ 避難者への支援**

　○　避難行動要支援者の支援について、ボランティア団体との連携を明記　【P.81】

**➣ 多様な機関・団体との連携**

　○　ボランティア活動の環境整備のため、ボランティア団体・NPO等との連携を明記　 【P.94】

**２．出勤及び帰宅困難者への対応**

**➣ 発災時間帯別の対応**

　○　官民連携により企業に対し発災時間帯別の対応のルール作りを働きかけることを追記　【P.83】

**➣ 情報発信の充実・強化**

　○　交通機関の運行情報等、自らが次の行動を判断できるような情報提供に取り組むことを追記

　　　　 【P.83、213】

**➣ 児童・生徒の登下校時等の対応**

　○　登下校時の対応を含めた校内防災体制の確立、学校における食糧等の備蓄について追記　【P.89】